

## 第25回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成23年2月28日（月）18：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1会議室

### 1. 開 会

### 2. 委員長挨拶

### 3. 検 討

#### ■ 町民意見公募の提出意見の検討

＝ 町民意見公募の実施によって提出のあった意見について、前回に引き続き、検討を行った。

#### (1) 「定義（第4条）」

##### ① 「町民」

##### 【提出意見内容】

◎ 「町内で事業若しくは活動を行う団体」とはどういったものか。

##### 【前回策定委員会意見】

##### <委員長>

＝ 「町民」の定義の中の「町内で事業若しくは活動を行う団体」とは、町内に事業所がある会社や事務所がある団体、また事務所は町外だが事業や活動は八頭町内でも行っている団体など、八頭町に何かしらの関係がある団体すべてを含むことはこの委員会での共通認識だと思う。

≫ 逐条解説の文章で例を挙げるなど、町民の方に分かり易くした方が良いと思う。

##### 【今回策定委員会意見】

≫ 事業者や団体について、営利か非営利かを区別して定義することによって、まちづくりへの関わり方を狭めてしまう可能性がある。定義の中では、

いろいろな団体を町民として含めることで間口を広くし、まちづくりにおいて支障が出るような場合には、個別条例で対応するべきだと思う。

- ≫ 「事業や活動を行う団体」について、町民の方に分かり易く表現することは必要なので、逐条解説の中で、もう少し具体的に説明した方が良いと思う。

## (2) その他の条文

### ① 「議会の組織（第17条）」

#### 【提出意見内容】

- ◎ 定数の事項については別の項とし、町民の意思が反映されるような内容とするべきではないか。

#### 【前回策定委員会意見】

- ≫ 「議員の定数」に限らず、議会に関すること全般が重要事項であると思う。

#### <委員長>

= 要は、議員の定数の部分を個別に規定する必要があるかどうかだと思う。

#### 【今回策定委員会意見】

- ≫ 「まちづくりにおける議会の役割の重要性」という言葉だけでは、町民の方にとって分かりづらいのではないか。

#### <委員長>

= 議会は選挙により選ばれた議員で構成されるが、議員は町民の代表であることから、議会は町民の意思、民意をしっかりとまちづくりに反映していくという重要な役割がある。議員の数だけでなく、議員選出の地域配分なども町民意思の反映に関わってくることである。

- ≫ 議員選出の地域配分については、過去にあったものを現在廃止しているという経緯もあるし、合併して一つのまちになり、ある程度の年数が経った今では、「町の一体感」という点から考えれば、少しギャップを感じる。

- ≫ 議会や議員の条文で、町民意思の把握のことが規定されているので、こ

の条でも規定する必要は無いように思う。しかし、議会が町民意思の反映という重要な役割を持っていることは確かなので、町民の方にとって分かりやすい表現にする必要があると思う。

- ≫ 逐条解説の中で、「町民意思の反映」というまちづくりにおける議会の役割を説明し、「議会の組織や議員の定数については、町民の意思をしっかりと反映できることを考慮して決定する」といった表現で説明してはどうか。

## ② 「町長のローカルマニフェスト（第31条）」

### 【提出意見内容】

- ◎ 「ローカルマニフェスト」という言葉を、「公約」、「政権公約」、「政策目標」など分かり易い言葉にしてはどうか。

### 【前回策定委員会意見】

- ≫ 「ローカルマニフェスト」という言葉自体が全国的にも広まっていないことは確かで、町民の方々にも分かりにくい言葉でもあると思う。
- ≫ 意見にあるような、「公約」、「政権公約」、「政策目標」や「政策公約」など、分かり易い言葉を採用する方が良いと思う。

### 【今回策定委員会意見】

- ≫ 「政権公約」や「マニフェスト」だと、国政に関わる部分と勘違いされるのではないか。
- ≫ 「選挙公約」だと、「選挙のための公約」といったマイナスのイメージがあり、あまり良くないように思う。
- ≫ 「政策公約」という言葉自体は存在しないと思う。
- ≫ 現在無い言葉でも、町民の方にとって分かりやすい言葉であればいいのではないか。
- ≫ この条例自体が、まちづくりの基本的事項を定めるものなので、「まちづくり公約」ではどうか。町民の皆さんもイメージしやすいのではないか。

## (3) 全 般

### ① 法律との重複

**【提出意見内容】**

- ◎ 法律として規定してある事項は、条例で規定する事項ではないので、自治基本条例に重複して規定する必要は無いのではないかと。

**【前回策定委員会意見】**

- ≫ 町民の皆さんにとって馴染みの薄い法律というものではなく、より身近な条例として明文化すること意義があるのではないかと。
- ≫ 敢えて条例に規定することで、町民の皆さんはもちろん、議会や行政を含めた町全体の意識付けを行うことができると思う。

**【今回策定委員会意見】**

- ≫ 自治基本条例は、まちの憲法であり、まちづくりの指針となるものだと思う。八頭町の最高規範として、法律と重複しても、まちづくりの方向性を示す必要があるのではないかと。

**(4) 条例の名称**

**【提出意見内容】**

- ◎ 「まちづくりきらめき条例」などにしてはどうか。

**【前回策定委員会意見】**

- ≫ 「まちづくり条例」の方が分かり易い言葉だが、最高規範としての意味合いを持たせることも必要ではないかと思う。

**【今回策定委員会意見】**

- ≫ 自治基本条例は、八頭町のまちづくりの最高規範となるもので、それにふさわしい名前としては「自治基本条例」が良いと思う。

**(5) 文章の表現**

**【提出意見内容】**

- ◎ 町民にとって分かり易い文章にした方が良い。ルビをふるなども必要ではないか。
- ◎ 読みやすくするために、重複するような表現、同類語・同義語の二重使用や句読点で対応できるような「かつ」、「及び」などの使用は避けるべきでは

ないか。

#### 【前回策定委員会意見】

- ≫ この条例は、町民の方にとって、分かり易い内容にする必要があり、町外の人が見た場合も同様であると思う。
- ≫ 意見のように、ルビがないと読むことが難しい地名や言葉は、ルビを振ることも必要であると思う。
- ≫ 文章自体を読みやすい表現とすることも必要だが、条文の持つ意味合いが変わってしまっはいけないので、できる範囲で対応してはどうかと思う。

#### 【今回策定委員会意見】

##### <事務局>

- = 条例全体の文章については、事前に配布した資料のとおり、パブリックコメントのご意見を基に、町民の方にとって読みやすい文章となるよう、事務局案として修正を試みた。資料を参考にして、委員の皆さんでご協議いただきたい。
- ≫ 確かに、条文全体がすっきりとして読みやすくなった。
- ≫ 前文の表現をどうするか。パブリックコメントをふまえて改めて考えると、文章が長いように感じる。
- ≫ 前文は、特に中段の「あるべきまちの姿」の部分が少しくどい表現に思える。

##### <委員長>

- = 前文については、再考して簡素な文章となるように修正したい。修正後の条例案を後日送付するので、その他の条文も併せて確認していただきたい。

委員の皆さんが確認されたうえで、パブリックコメントの回答として、広報やずに掲載したい。

## 4. その他

### ■ 今後の予定

- = 策定委員会での検討は、今回の会議で一通りの終了とする。しかし、今後、

条例提案に向け、議会との調整を行う必要があり、議会から意見等があると予想されるので、その結果を待って今後の策定委員会の予定を組んでいきたい。

## 5. 閉 会

以 上。